



第2期豊後大野市障がい者基本計画

平成29年3月 豊後大野市

※この計画書に盛り込まれている絵は、大分県立竹田支援学校の協力のもと、児童・生徒が描いたものを提供していただきました。

はじめに



平成19年3月に策定した豊後大野市障がい者基本計画（平成19年度～平成28年度）を策定後、障がい者を取り巻く環境は、大きな変革を遂げています。

障害者権利条約の批准に向け、国全体として、障がい者福祉の様々な制度改正や国内法の整備が行われました。

これを踏まえ、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2期豊後大野市障がい者基本計画」（平成29年度～平成38年度）を策定いたしました。

この計画は、共生社会の実現に向けて、これまでの計画の基本理念である「障がいのある、なしに関わらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指すこと」を継承しながら、新たな法制度の制定等を踏まえて、障がい者施策を推進することとしています。

今後も、誰もが地域で安全に安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

豊後大野市長 橋本祐輔





目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけと期間 | 3 |
| 3. 計画の理念と目標 | 3 |
| 4. 計画の策定体制 | 4 |
| 5. 障がい者の定義 | 5 |
| 第2章 豊後大野市の現状 | 6 |
| 1. 人口の動向 | 6 |
| 2. 身体障がい者の状況 | 8 |
| 3. 知的障がい者の状況 | 9 |
| 4. 精神障がい者の状況 | 10 |
| 第3章 計画の基本理念と体系 | 11 |
| 1. 基本理念 | 11 |
| 2. 計画の体系 | 11 |
| 第4章 具体的な取組 | 13 |
| 1. 相談支援・生活支援 | 13 |
| 2. 福祉・保健・医療 | 19 |
| 3. 教育・育成、スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 | 20 |
| 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 | 24 |
| 5. 防災・防犯 | 29 |
| 6. 差別の解消及び権利擁護の推進 | 32 |
| 第5章 計画の推進体制 | 37 |
| 1. 関係機関との連携 | 37 |
| 2. 計画の進行管理体制 | 37 |
| 参考資料 | 38 |
| 1. 豊後大野市障害福祉計画策定委員会設置要綱 | 38 |
| 2. 豊後大野市障害福祉計画策定委員会委員名簿 | 40 |





第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

平成26年1月、わが国は障害者権利条約の批准・締結を行いました。この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする、障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には障害者基本法の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の制定を行いました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい内容が示されました。

障がい者の人権に関しては、平成23年の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が制定されました。

また、国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)が平成25年4月に施行されました。この法律では、障がい者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定めています。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されましたが、国の障害者基本計画(平成25年9月)では、障害者差別解消法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化の促進等に取り組むこととされています。

近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成19年3月に策定した「豊後大野市障がい者基本計画」を見直し、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題に対応した、新しい「豊後大野市障がい者基本計画」を策定することとしました。

年表

平成 19 年

重点施策実施 5 か年計画（後期分） 策定

平成 20 年

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 公布

平成 23 年

改正障害者基本法 施行

平成 24 年

障害者優先調達推進法 成立

障害者虐待防止法 施行

平成 25 年

障害者差別解消法

障害者総合支援法

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

障害者雇用促進法 一部改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

平成 26 年

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行

難病の患者に対する医療等に関する法律

平成 27 年

難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

平成 28 年

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく障がい者のための計画です。福祉、保健、医療、雇用、教育、就労、啓発、広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

また、発達障害者支援法に基づき、市町村は、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への相談支援等の責務を有しており、障害者基本法の改正においても発達障がい者が障がい者に含まれることが明示されたことから、本計画は、発達障がい者の支援に関する計画としても位置づけます。

本計画は、市の上位計画である「第 2 次豊後大野市総合計画」や「豊後大野市地域福祉計画」、国・県の計画との整合性を図っています。

なお、計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

3. 計画の理念と目標

(1) 基本理念

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し
支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します

この計画によって、障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します。

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態や行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

- 調査地域 豊後大野市全域
- 調査対象 市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 標本数 1,200人
- 抽出方法 悉皆(65歳以上の身体障がい者については抽出)
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成28年9月9日～平成28年10月19日

| | 件数 | 割合 |
|----------------|-----------------|----------|
| 配付数 (うち、不着) | 1,200通 (11通) | — |
| 実配布数 | 1,189通 | 100.0% |
| 回収数 | 639通 | 回収率53.7% |

(2) 策定委員会の設置

計画案を検討するため、「豊後大野市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。策定委員会は福祉・保健・医療関係者、学識経験者、各種団体の長、市民代表等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議しました。

(3) パブリックコメント

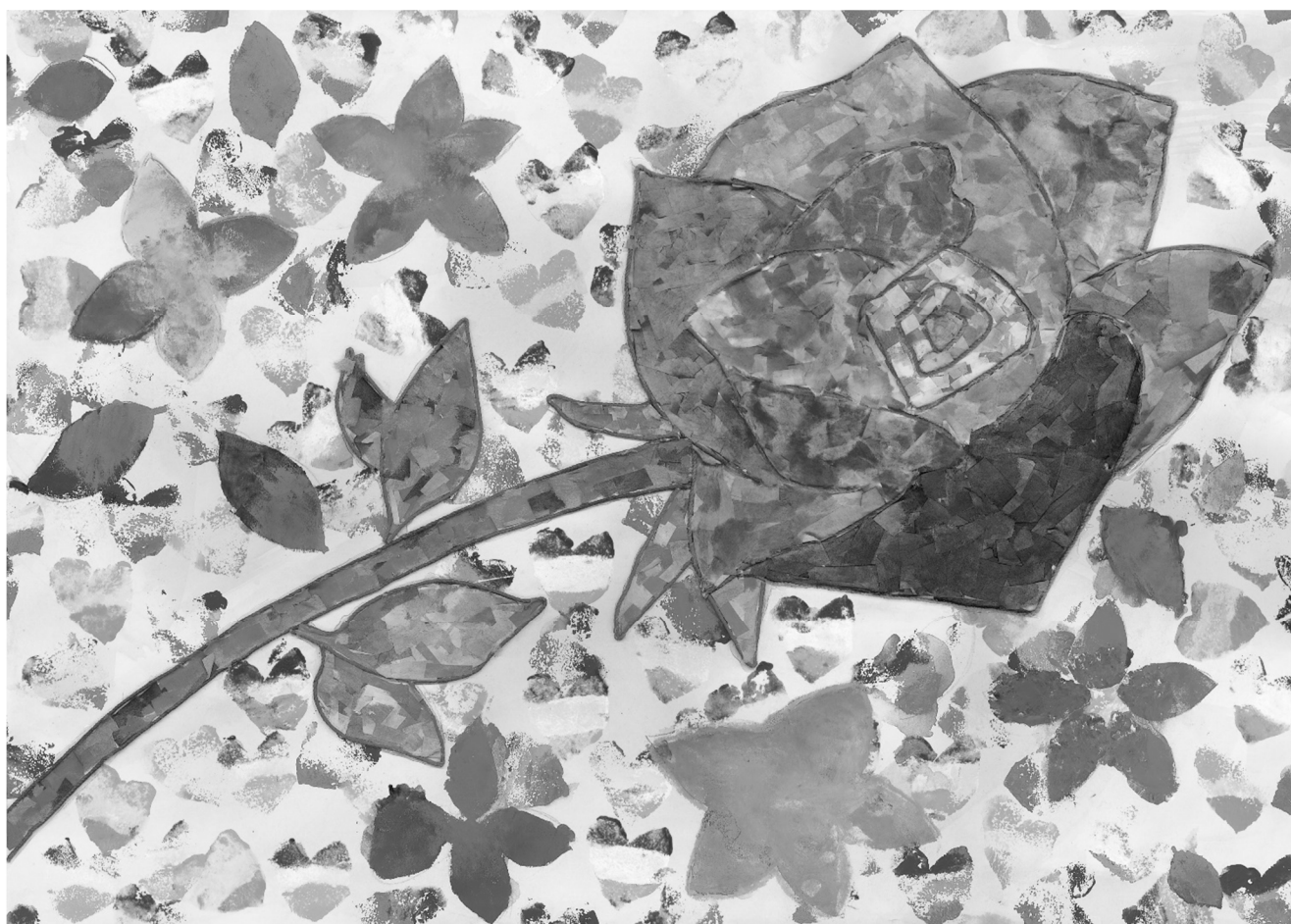
本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

5. 障がい者の定義

本計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。なお、ここでいう社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

～本計画における「障害」の「害」の字の表記について～

豊後大野市では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、平成 18 年より可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。ただし、法や条例などに基づく法律用語や団体、施設、行事の名称などの固有名称、医学・学術用語等については「障害」とそのまま漢字表記をしています。





第2章

豊後大野市の現状

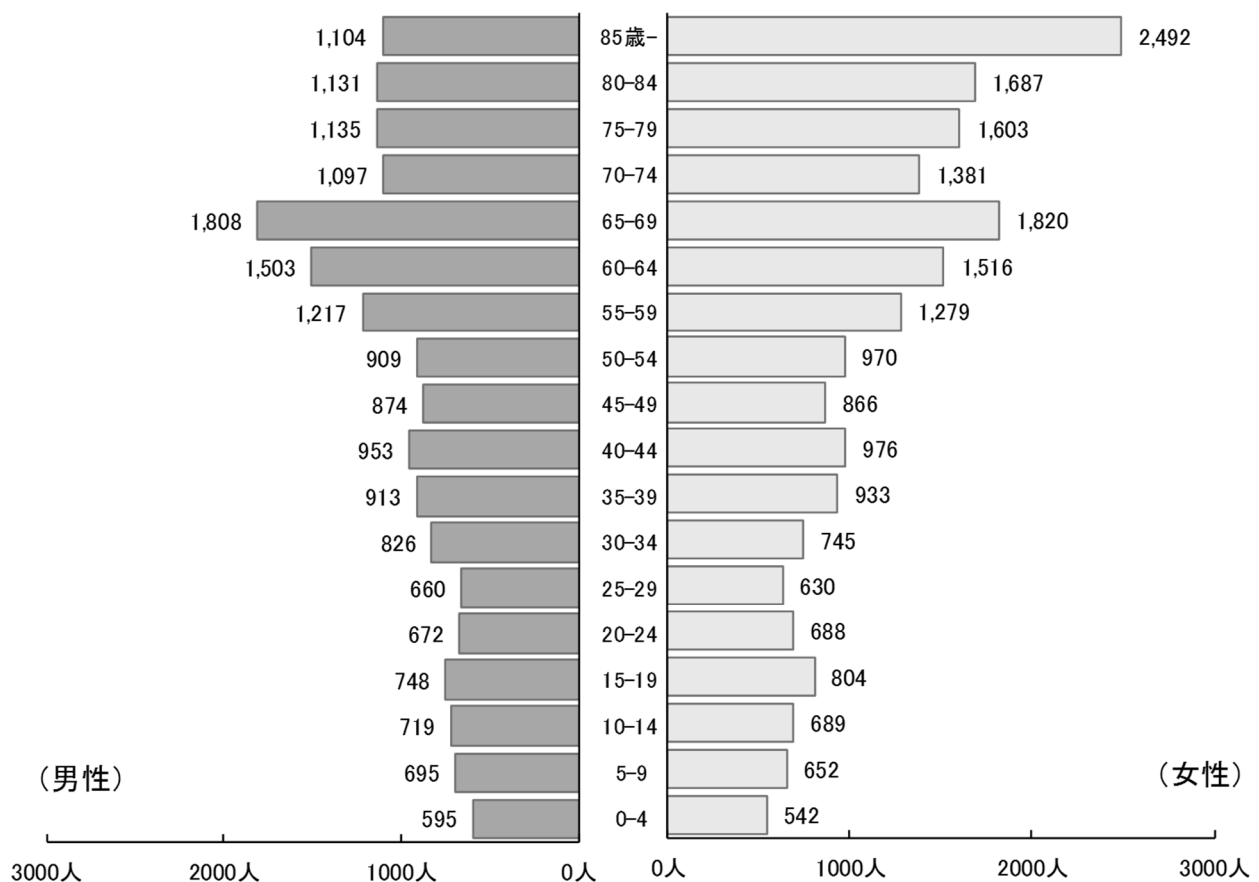
1. 人口の動向

(1) 人口構造

本市の総人口は37,832人であり、うち、男性は17,559人、女性は20,273人となっています。そのうち、高齢者の人口は15,258人となっており、総人口に対する高齢者の割合(高齢化率)は40.3%と4割を超えています。高齢化率は男性(35.7%)よりも女性(44.3%)の方が高くなっています。

人口ピラミッドをみると、現在、最も人口の多い階層は女性の85歳以上であり、2,492人となっています。

図表1 人口ピラミッド



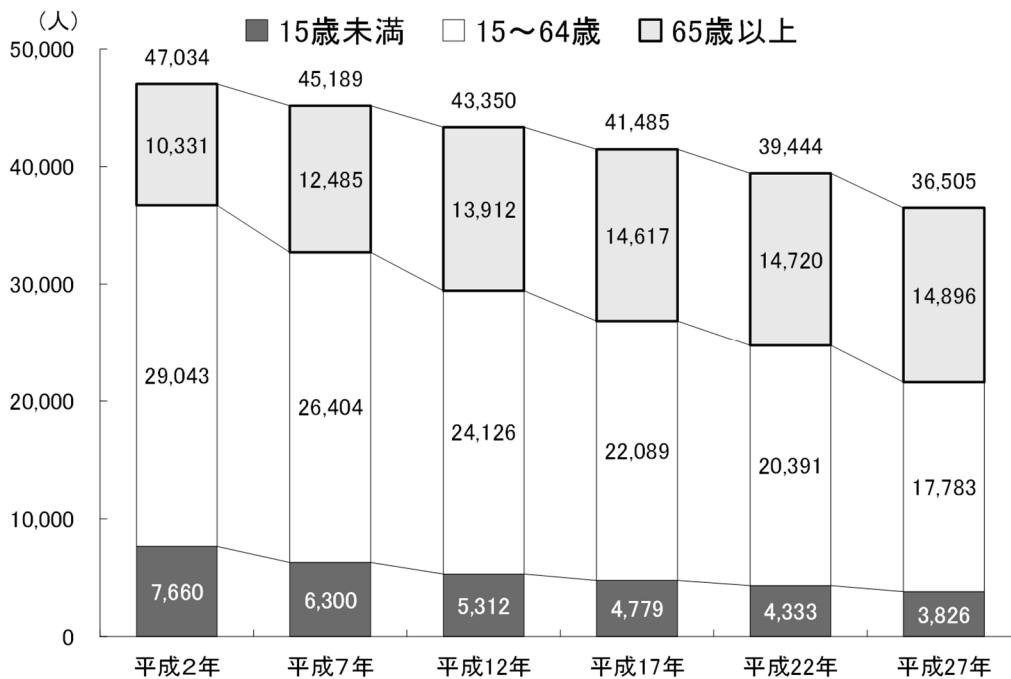
資料：住民基本台帳

平成28年3月31日現在

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成2年以降、一貫して減少傾向にあります。平成27年は36,505人と、平成2年と比べて2割以上減少しています。

図表2 年齢3区分別人口の推移

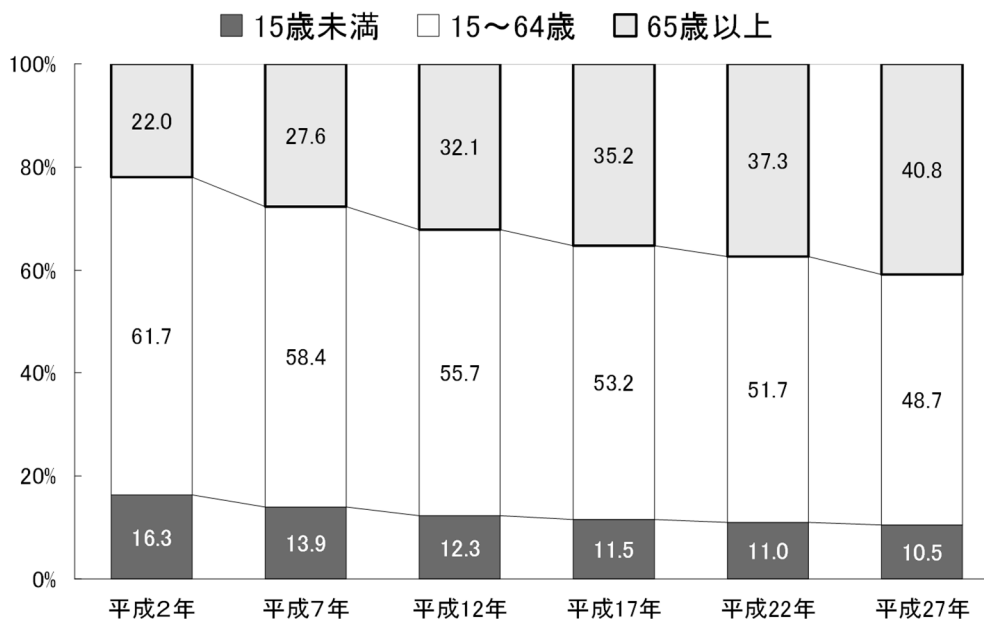


資料：国勢調査

各年10月1日現在

※年齢不詳分を除く。

図表3 年齢3区分別構成比



資料：国勢調査

各年10月1日現在

※年齢不詳分を除く。

2. 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は図表 4 に示すとおりで、平成 23 年度以降、減少傾向となっています。うち、重度者(1、2級)の割合は 43.6%であり、全体の4割を超えています。

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年度末現在 3,435 人となっており、そのうち、65 歳以上の高齢者が 2,874 人で全体の 83.7%を占めています。総人口に占める本市の身体障がい者の割合は市民の1割弱に相当します。これは、図表 1 に示す通り、本市の高齢化率の高さに原因があると考えられます。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 1,819 人(53.0%)と最も多く、次いで内部障がい(854 人(24.9%))となっています(図表 6)。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移(単位：人)

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 級 | 976 | 972 | 952 | 935 | 924 |
| 2 級 | 663 | 649 | 630 | 599 | 575 |
| 3 級 | 640 | 627 | 618 | 616 | 595 |
| 4 級 | 695 | 705 | 699 | 702 | 712 |
| 5 級 | 264 | 262 | 255 | 262 | 270 |
| 6 級 | 346 | 346 | 345 | 359 | 359 |
| 合計 | 3,584 | 3,561 | 3,499 | 3,473 | 3,435 |

図表 5 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移(単位：人)

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | 27 | 28 | 31 | 26 | 25 |
| 18～64歳 | 638 | 604 | 628 | 551 | 536 |
| 65歳以上 | 2,919 | 2,929 | 2,840 | 2,896 | 2,874 |
| 合計 | 3,584 | 3,561 | 3,499 | 3,473 | 3,435 |

各年度末現在

図表 6 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

| 障がい種別 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障がい | 237 | 235 | 225 | 218 | 219 |
| 聴覚・平衡 機能障がい | 498 | 501 | 532 | 518 | 521 |
| 音声・言語 障がい | 26 | 24 | 36 | 24 | 22 |
| 肢体不自由 | 1,964 | 1,943 | 1,888 | 1,865 | 1,819 |
| 内部障がい | 859 | 858 | 818 | 848 | 854 |
| 合 計 | 3,584 | 3,561 | 3,499 | 3,473 | 3,435 |

各年度末現在

3. 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成 27 年度末現在 456 人となっており、増加傾向にあります。

障がい程度別に見ると、B判定が 309 人(67.8%)と、A判定の 147 人(32.2%)と比べて多くなっています。

また、B判定は、A判定に比べて増加率が高い傾向にあります。

年齢階層別に見ると、18 歳未満と 18 歳以上の手帳所持者数はどちらも増加傾向にありますが、特に増加しているのは 18 歳未満となっています。

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

| 区 分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| A判定 | 139 | 143 | 142 | 147 | 147 |
| B判定 | 277 | 282 | 285 | 295 | 309 |
| 合 計 | 416 | 425 | 427 | 442 | 456 |

各年度末現在

図表 8 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

| 区 分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | 62 | 66 | 66 | 73 | 79 |
| 18歳以上 | 354 | 359 | 361 | 369 | 377 |
| 合 計 | 416 | 425 | 427 | 442 | 456 |

各年度末現在

4. 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年度以降増加傾向にあり、平成27年度末現在250人となっています。

障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の76.0%を占めています。

図表 9 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 22 | 19 | 24 | 20 | 19 |
| 2級 | 168 | 190 | 190 | 188 | 190 |
| 3級 | 38 | 28 | 31 | 37 | 41 |
| 合計 | 228 | 237 | 245 | 245 | 250 |

各年度末現在





第3章

計画の基本理念と体系

1. 基本理念

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し
支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します

第1期計画では、「障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し
支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します」との基本理念を掲げ、
「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー化の促進」、「ノーマライゼーション理念の普及」、「リハビリテーショ
ン理念の普及」という4項目の視点から計画を推進してきました。

計画の見直しにあたっては、この基本理念を踏襲し、すべての市民が地域の生活課題に主体的にかか
わりながら、障がいのある、なしにかかわらず、地域の中で支え合いながら、共に生きるまちの実現を目指
します。

2. 計画の体系

(具体的な施策)

1. 相談支援・生活支援

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域で支え合うネットワークづくり
- 3 適切な障がい福祉サービスの提供
- 4 居住支援の充実
- 5 情報収集・提供の充実
- 6 外出・移動支援の充実

2. 福祉・保健・医療

- 1 疾病等の予防と、早期発見・早期治療
- 2 福祉・保健・医療・リハビリテーションの充実

3. 教育・育成、スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

- 1 障がい児支援の充実
- 2 療育・発達支援、教育相談、教育支援体制の充実
- 3 障がいの特性に応じた療育・発達支援、保育・教育の推進
- 4 スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

4. 雇用・就業・経済的自立の支援

- 1 障がい者のための総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援

5. 防災・防犯

- 1 障がい者に配慮した防災対策の推進
- 2 障がい者に配慮した防犯対策の推進

6. 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1 啓発・広報活動の推進
- 2 人権教育・福祉学習や交流学习の推進
- 3 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 4 権利擁護の推進
- 5 交流・ふれあいの場の充実



第4章

具体的な取組

1. 相談支援・生活支援

障がいのある人が感じる悩みや不安は、障がいの種別や程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって異なります。このような、障がい者ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられるようにすることが何より大切であると考えています。

本計画の策定にあたって実施した障がい者を対象としたアンケート調査結果(以下、「アンケート調査結果」という)から、配偶者や親、子どもなど、家族や親族に介助されている障がい者が多いことが分かりました。このことは、本市の障がい者の介助が、少なからず家族に依存しているということでもあります。

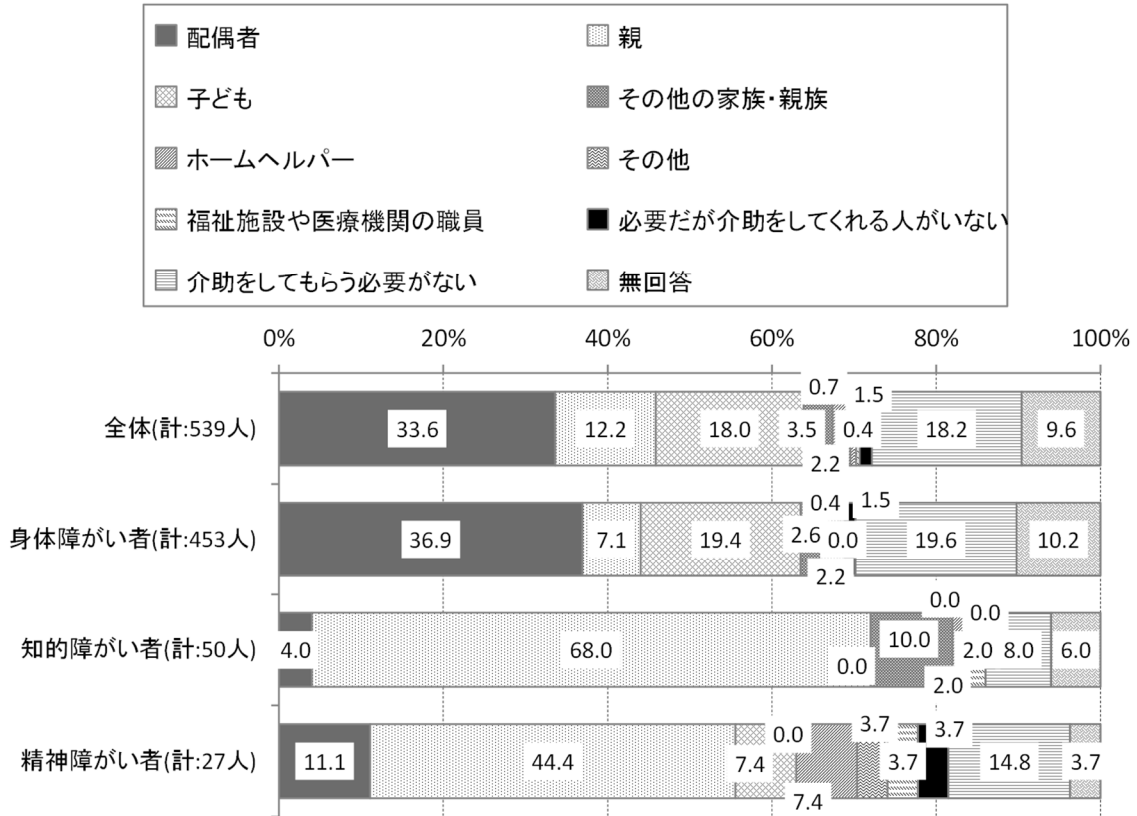
介護者が今後高齢化していくことで、介護の負担感は今後ますます高まることが想定されます。アンケート調査結果からも、介護者が最も困っていることとして、「自分自身の健康が不安」(36.1%)が挙げられており、「心身ともに疲れる」(22.9%)、「将来の見通しが立てられない」(17.1%)などの回答割合が高いことから、今後、深刻な課題となることが想定されます。

アンケート調査の自由回答でも、親亡き後の事が一番気にかかるとの意見も見られ、今後、介護者の高齢化や死別等で自分を介護する人がいなくなってしまうのではないかと不安を感じている障がい者の心情がうかがえます。

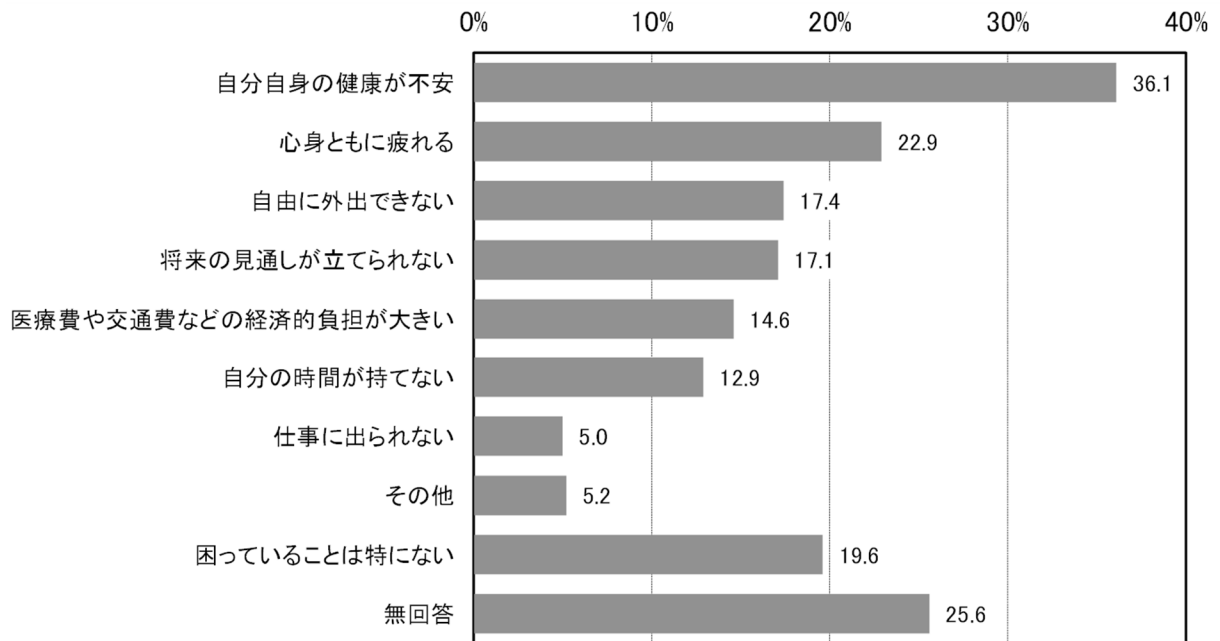
本市では、社会福祉課福祉障がい支援係の窓口の他、サポートセンターサライにおいても、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助、ピアカウンセリング、専門機関の紹介、権利擁護等、障がい者の相談を受け付けています。これらの窓口をさらに周知するとともに、場合によっては直接市職員が当事者の自宅へ出向くなど、障がいのある人の個々のケースに迅速に、かつ柔軟に対応できるよう、専門性を高めていく必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。しかしながら、本市の障がい者は先に述べたように、配偶者や親、子どもなど、家族や親族に介助を依存している状況にあります。在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

図表 10 主な介助者



図表 11 介護者が困っていること



計:363人

1 相談支援体制の充実

<具体的な施策>

①相談支援体制の整備

相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めるとともに、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。

また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援の充実を進めます。

②ICT（情報技術）への対応強化

急速に普及しているICT機器を活用した聴覚障がい者や視覚障がい者等への相談業務及び生活支援が行えるよう、ICTへの対応を強化していくとともに、障がい者がICT機器やインターネット等の利用ができるよう支援の充実を努めます。

③地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターの利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、専門職員を配置し、福祉・保健・医療及び関係機関との連携強化のための調整を行い、地域住民による支援ボランティアグループの育成、障がいのある人に対する理解促進のための普及・啓発を図ります。

④民生委員・児童委員・障がい者相談員の相談活動の充実

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談することができるよう、民生委員・児童委員・障がい者相談員による相談活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。

2 地域で支え合うネットワークづくり

<具体的な施策>

①ボランティアに対する広報活動の充実

市の広報紙等を利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図り、ボランティアに対する広報活動の充実を努めます。

②ボランティア養成講座の充実

ボランティアを必要としている施設や障がい者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備を促進するとともに、その担い手となるボランティアコーディネーターの養成に努めます。

③ボランティア情報のネットワーク化の促進

ボランティア交流会や交流研修会をとおしてボランティア情報の交換に努めるとともに、インターネットを利用したボランティア情報のネットワーク化を促進します。

④地域に根ざした福祉活動の展開

各地区の民生委員・児童委員、ボランティア、各種福祉団体等、地域福祉の担い手となる方々や団体のネットワーク化を促進し、公民館などの身近な拠点を利用した住民主体の地域サロンや、地域の住民が参加しやすい活動づくりに努めます。

⑤地域におけるサロン活動の拡充

地域でのサロン活動の枠を拡げ、障がい者の参加も可能となるよう、講師の派遣などサロン活動への側面的支援を行い、地域における支え合いの基礎となる住民の交流やふれあいの機会の拡充に努めます。

3 適切な障がい福祉サービスの提供

<具体的な施策>

①地域生活支援事業の充実

年齢や障がい種別等にかかわらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

②在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していく上で、さまざまなニーズに対応したサービスを身近な地域で受けられることが地域での暮らしを支えていくことから、居宅介護など、居宅を中心として暮らす障がいのある人への福祉サービスの充実に努めます。

③多様な日中活動の場づくり

障がいのある人が日中を仲間と過ごすための場として、また、生きがいのある生活を送るための場として、障がいの状況や年齢に応じて、地域での日々の生活が送れるよう、生活介護、自立訓練、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援など、さまざまな日中活動の場の確保に努めます。

④入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の確保に向け取り組むとともに、地域をあげた包括的な支援システムの確保及び地域の障がい者を支援するための支援の充実に努めます。

⑤福祉介護人材の育成・確保

事業所が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士など国家資格保持者を積極的に雇用できるよう体制づくりに努めます。

4 居住支援の充実

〈具体的な施策〉

①居住支援サービスの充実

障がいのある人が地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、グループホーム、福祉ホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。

②公営住宅整備に際しての配慮

市営住宅等の公営住宅の整備の際には、障がいのある人が安心して快適な生活を送れるよう配慮します。

5 情報収集・提供の充実

〈具体的な施策〉

①相談機関の周知

相談窓口や相談機関などについて、窓口での配付資料や市報、市ホームページ等による周知を充実します。

②障がい者やその家族の不安感を低減するための情報の充実と周知の徹底

障がい者に対する各種サービスの出発点となる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証の交付についての周知を徹底します。

また、各種サービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、福祉、保健、医療に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、「市報ぶんごおおの」等の情報誌を広く配布するほか、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実に努めます。

③福祉、保健、医療情報等の収集、整理

福祉、保健、医療等に関する最新の情報、資料等を収集、整理し、データベース化を図るとともに、情報の共有化や相互活用化を目指して、関係施設等とのネットワークの構築に努めます。

6 外出・移動支援の充実

<具体的な施策>

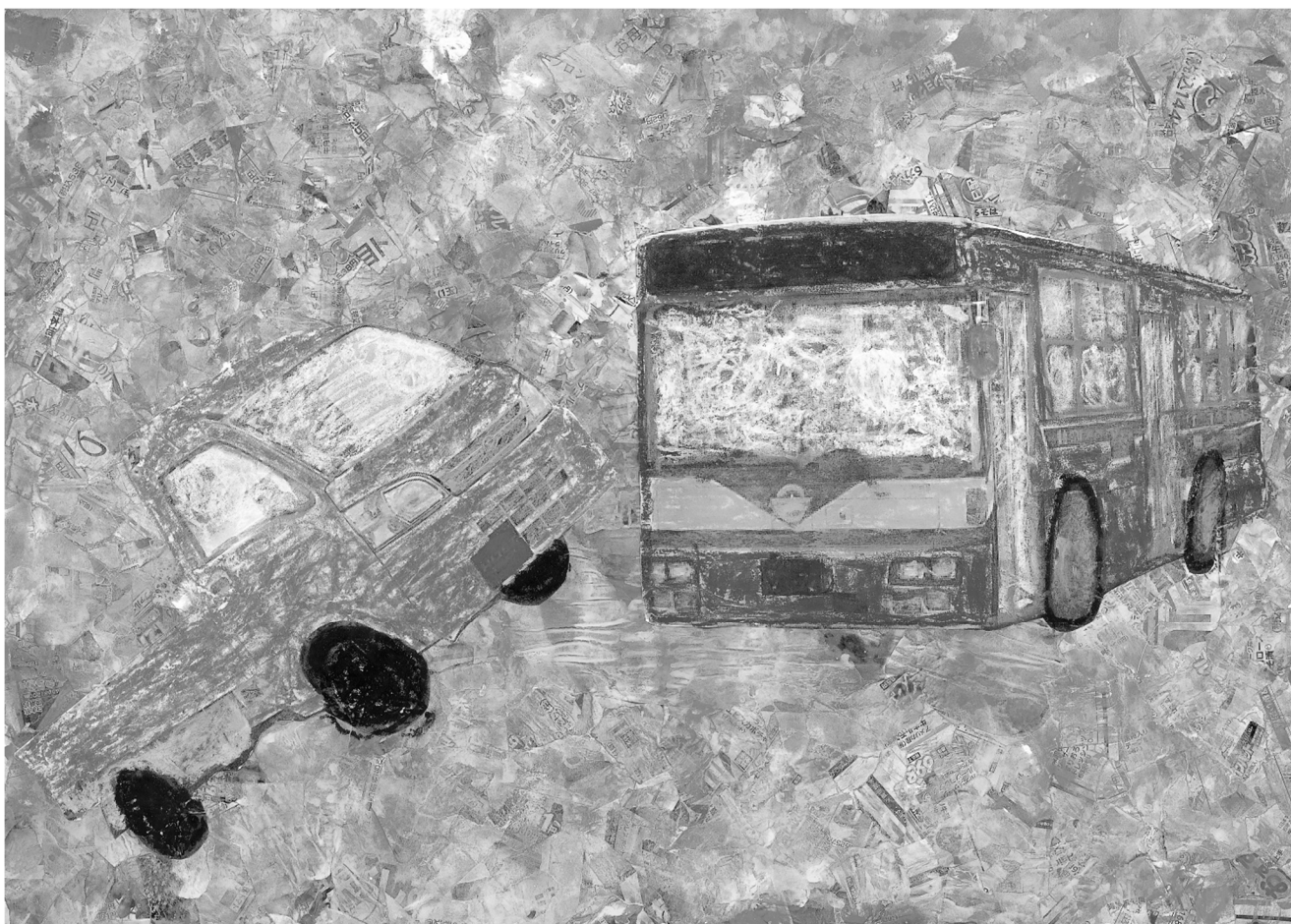
①公共交通機関の利便性の確保

障がい者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障がい者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、駅舎等のバリアフリー化について、鉄道事業者や交通事業者などの関係機関と協議し、バリアフリー化を働きかけます。

②外出支援サービスの充実

障がいのある人の外出や移動の利便性を高めるため、移動支援や行動援護といった外出支援サービスの充実に努めます。

手話奉仕員・要約筆記奉仕員、手話ボランティアなどの手話や点訳、朗読といったコミュニケーション支援事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、視覚、聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。



2. 福祉・保健・医療

生まれたときからの障がいや、事故や生活習慣病の後遺症、難病から障がいになった方など、障がいの原因は様々です。

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

また、先天的な障がいについても、これを予防あるいは早期に見定め、適切な治療、療育・発達支援に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

本市では、3～6か月、9～11か月児への乳児健診、1歳6か月児・3歳6か月児への幼児健診を実施し、成長・発達の確認や課題を早期に見定め、必要に応じ乳幼児発育相談を勧めたり、福祉保健機関、医療機関等を紹介したりしています。また、妊産婦・新生児についても、訪問等による子育て環境の見守りを含めた支援体制を構築しています(妊産婦訪問は随時、赤ちゃん訪問は全戸で実施)。

さらに、精神疾患については、正しい知識を持つことで、初期の段階で気づき、早期に医療につなげ、重症化を防止することが可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取組が必要です。

1 疾病等の予防と、早期発見・早期治療

〈具体的な施策〉

①乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育・発達支援の促進

福祉保健機関、医療機関等との連携を図り、乳児健康診査等により疾病や障がいを早期に見定め、早期治療、早期療育・発達支援に努めます。

②生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進

健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

福祉保健機関、医療機関等と連携しつつ、保健師による精神保健相談や訪問相談により、疾病や障がいを早期に見定め、治療及び日常生活の支援に努めます。

また、心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

2 福祉・保健・医療・リハビリテーションの充実

<具体的な施策>

①リハビリテーション体制の体系的整備

福祉保健機関、医療機関等との連携による、一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。

②適切な医療・リハビリテーションへつなぐ支援

難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の福祉保健機関、医療機関等と、周辺の自治体及び県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション情報を収集し、提供していきます。

3. 教育・育成、スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

子どもが成長するに従って高まる不安や、わが子に障がいの疑いがあると伝えられた時の不安、障がいを受け入れるまでの葛藤に加え、周囲の無理解による孤独感や日々の介助に伴う介助疲れなど、障がい児の親は特に追いつめられやすい環境に置かれていると考えられます。このことを周囲は十分に理解し、障がい児の親を支援し見守るための体制を整えることが必要です。

現在、児童通所サービスの利用者は、児童発達支援 52 人、保育所等訪問支援 85 人、放課後等デイサービス 76 人となっています(平成 29 年 1 月 31 日現在。社会福祉課調べ)。行政、児童発達支援センター、保育コーディネーター等の専門機関と連携し情報提供することで早期に障がいを見定め、療育・児童発達支援を行うことにより就学前までに集団生活への適応ができるよう支援を図り、就学後も生活能力向上のための訓練等の支援を充実していきます。

学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。発達に課題のある子どもや障がい児の教育に関しては、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのあるなしに関わらず、できる限り共に教育を受けることが本来の姿です。一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育^{*}システムを推進しなければなりません。本市において、特別支援学校に豊後大野市から在学しているのは 38 人となっています。また、通常の学級に在籍している小学生の 7.7%、中学生の 3.2%が学習面や行動面で特別な支援が必要であるとされています(平成 28 年 5 月 1 日現在、豊後大野市教育委員会調べ)。インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、このような特別な支援が必要である児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がい

のない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の充実を図る必要があります。

障がい者が、スポーツ・文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある生活の実現、地域住民との出会い、交流の促進など、自らの自立や社会参加の意欲を高めるために重要なことです。アンケート調査結果をみると、約3割はスポーツや文化活動への参加に消極的であるというのが現状です。

今後は、だれもが気軽に参加できるような機会の拡充を図り、障がい特性に配慮したサービスの提供など参加しやすくなるような環境づくりに取り組む必要があります。

※ インクルーシブ教育:障がいのある、なしに関わらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を通常の学級で行う教育のこと。

1 障がい児支援の充実

〈具体的な施策〉

①児童発達支援・保育所等訪問支援サービスの充実

専門的な支援を要する場合の児童発達支援及び保育所等訪問支援サービスの提供について、日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活への適応能力向上のための支援に必要な量の確保に努めます。

②個々の特性に応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。

③放課後等デイサービスの充実

放課後等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学齢期における支援の充実を図るとともに、障がい児の自立を促進します。

2 療育・発達支援、教育相談、教育支援体制の充実

<具体的な施策>

①療育・発達支援体制の整備、充実

障がいの早期発見から早期療育・発達支援への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、福祉、医療、教育、行政等の障がい児にかかわる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育・発達支援体制を整備します。

②教育相談、就学指導體制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

③療育・発達支援、教育相談、就学指導に関する広報の充実

障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児にかかわる療育・発達支援・教育相談や就学指導等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配付し周知に努めます。

④特別支援教育の推進

普通学級に在籍する、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、適切な指導や支援が行えるよう関係機関と連携し、特別支援教育体制の整備に努めます。

3 障がいの特性に応じた療育・発達支援、保育・教育の推進

<具体的な施策>

①障がい児保育等の充実

障がいのある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園、認定こども園等で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園、認定こども園等での受入を行うよう人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。また、学童保育についても、できる限り障がい児の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。

②学校施設のバリアフリー化

障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、学校等の建物や設備を、障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。

4 スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

<具体的な施策>

①スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

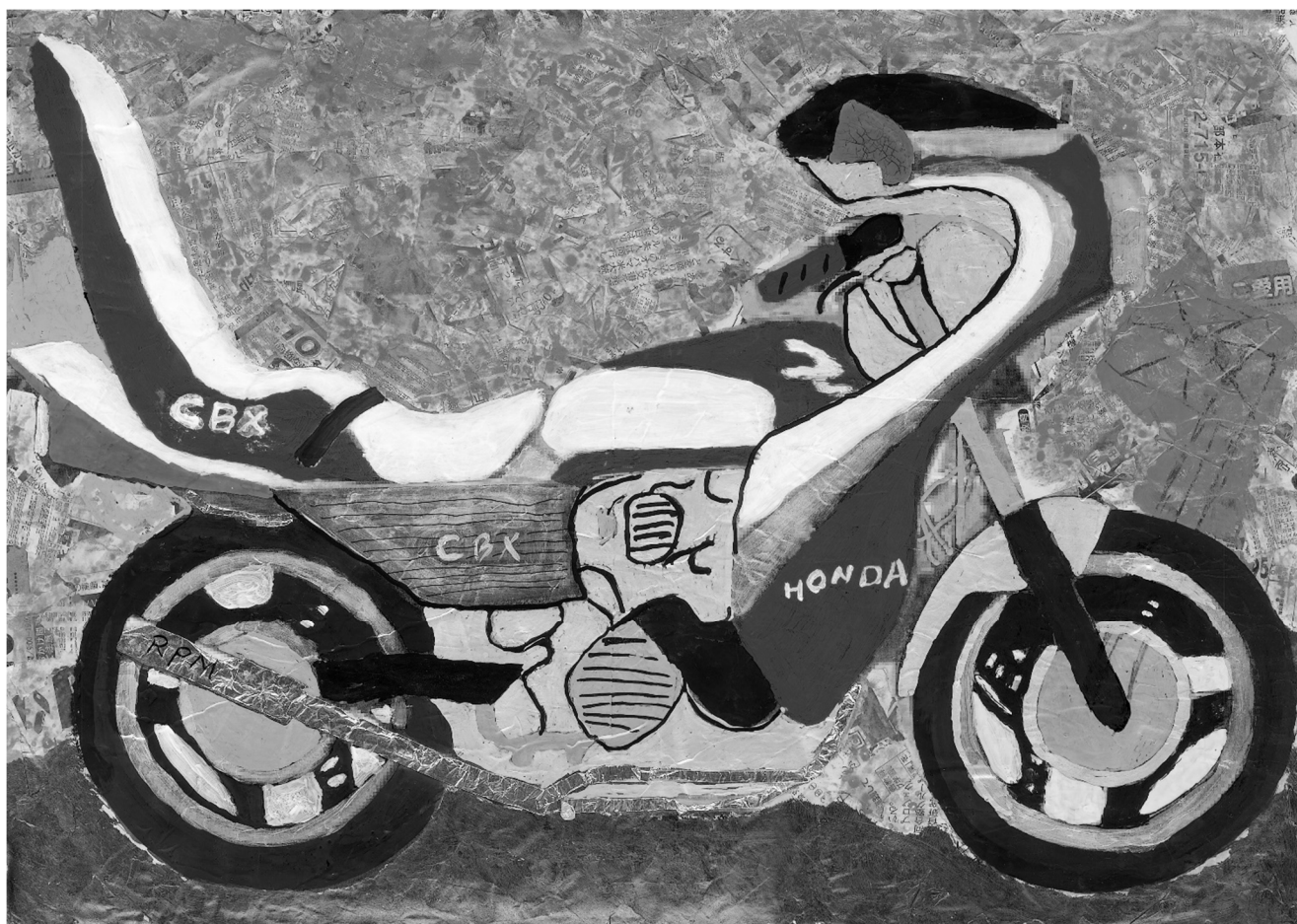
障がい者や障がい者団体などが行うスポーツ・文化・レクリエーション活動の活性化を支援するとともに、活動・発表の場の確保を図り、個性やニーズに応じた活動を楽しめるようそれぞれの活動の普及に努めます。

②各種イベント等への参加促進

市主催の各種行事、各種イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障がい者の参加を促進するため、手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。また、障がい者自身が各種イベントの企画、立案に参画できる体制の構築を図ります。また、開催にあたっては、広報等で開催情報を広く発信しながら、コミュニケーション支援事業や移動支援事業などを活用し、参加機会の拡大に努めます。

③スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進

障がい者の活動の場をひろげるため、あらゆる障がい者の利用に配慮して、段差の解消や身体障がい者用トイレの設置など、障がいのある人の利用に適した施設の整備・充実を推進します。

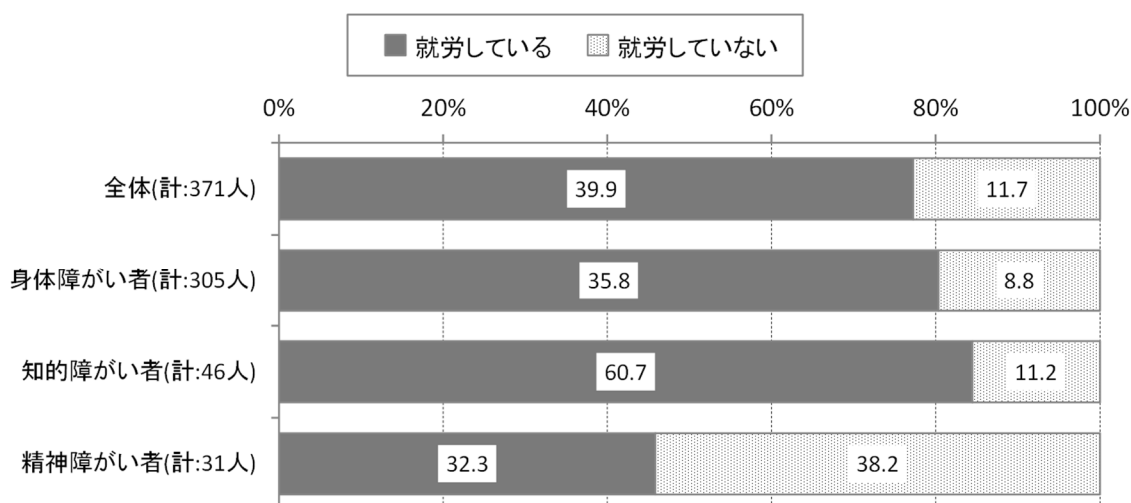


4. 雇用・就業・経済的自立の支援

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、また、障がい者自身の生きがいにもなります。

アンケート調査結果をみると、現在就労している障がい者の割合は 39.9% (現在通園・通学している人と無回答を除外して算出) となっています。障がい種別にみると、身体障がい者が 35.8%、知的障がい者が 60.7%、精神障がい者が 32.3% となっており、知的障がい者の就労割合が最も高くなっています。

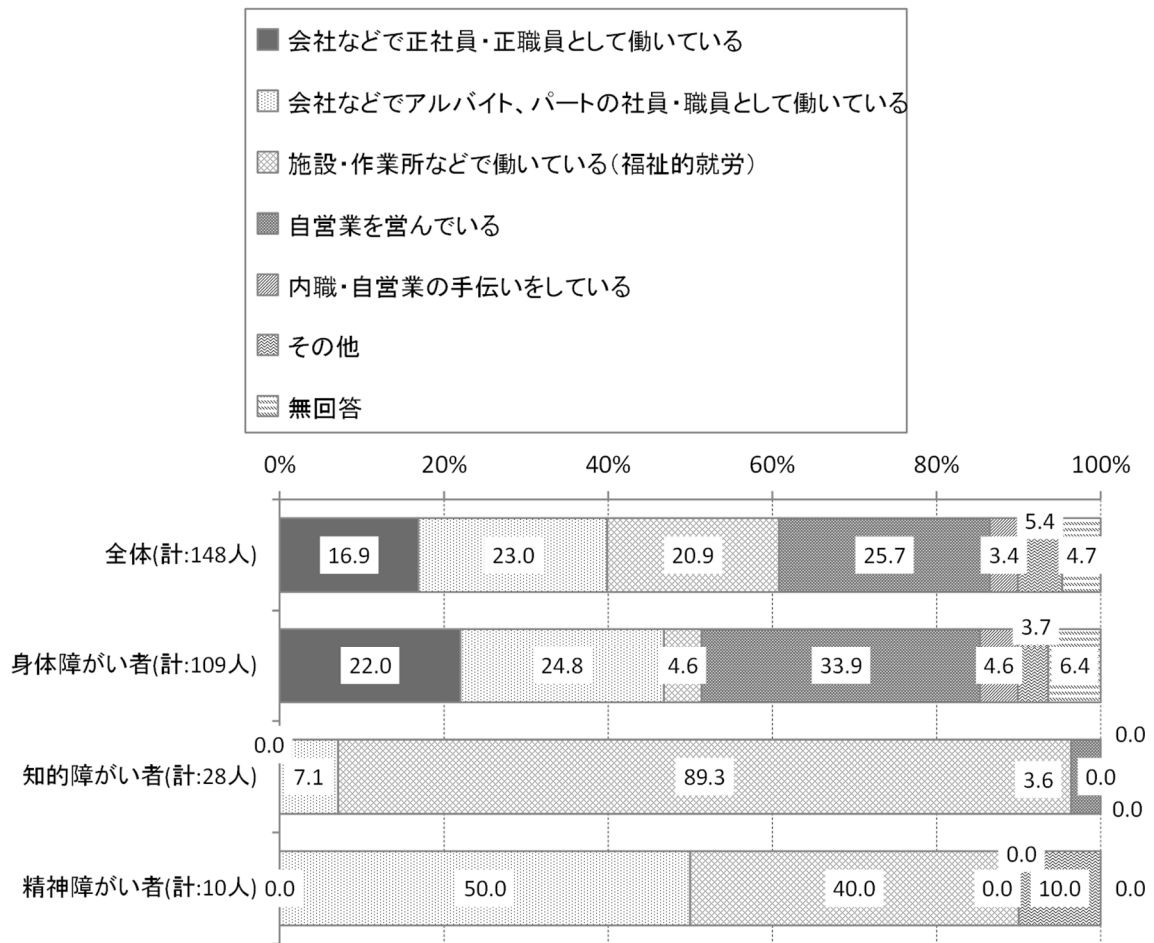
図表 12 就労状況



しかしながら、知的障がい者、精神障がい者は会社などで正社員・正職員として就労している人がいません。就労している知的障がい者の約9割(89.3%)は、施設や作業所などで働いている福祉的就労であることが分かかります。

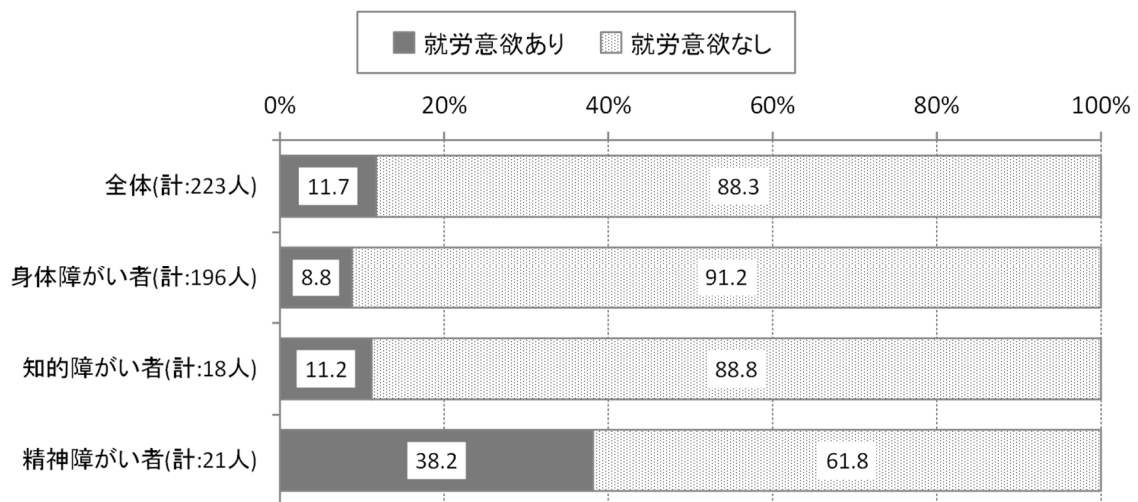
福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進、社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると、福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

図表 13 就業形態



アンケート調査結果をみると、現在就労していない人のうち、就労意欲がある人の割合は 11.7%となっていますが、障がい種別により顕著な差がみられ、精神障がい者では約4割(38.2%)が就労に意欲を持っていることが分かります。

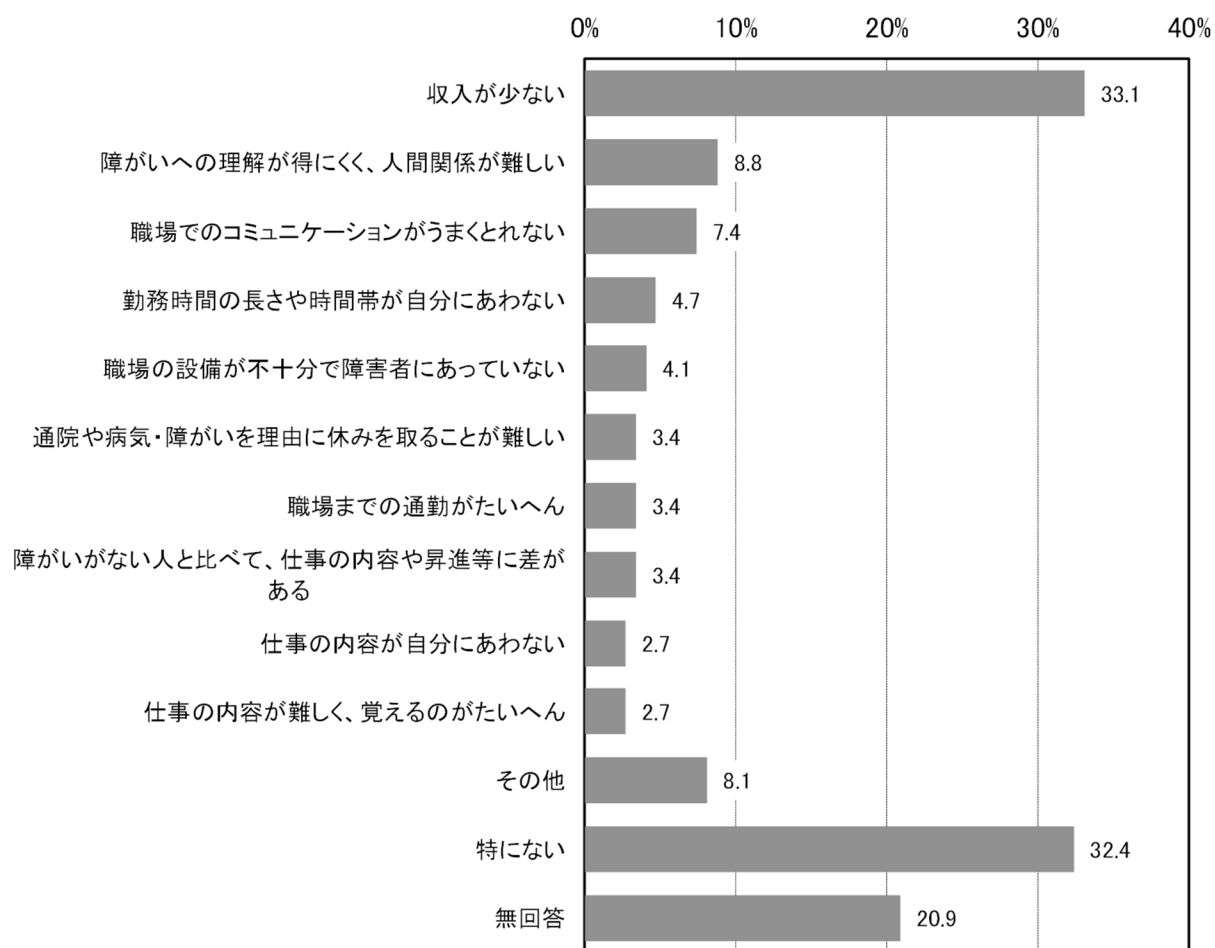
図表 14 就業意欲



アンケート調査結果をみると、仕事のことで悩んでいることや困っていることで一番多く挙げられているのが収入の少なさに関することですが、職場でのコミュニケーションの難しさや休みの取りづらさなど、障がい者を理由とした様々な障壁に悩む実態が浮かび上がっています。

障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化を図るとともに、周囲の方や企業が障がい者を理解する必要があります。特に仕事内容や勤務条件の多様化については企業の理解と協力に負うところが大きいこともあり、企業に対する理解を深めていくことは大切であると考えます。働く意欲と能力のある障がい者がごく普通に働ける社会をつくるために、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図表 15 仕事のことで悩んでいることや困っていること



計:148人

図表 16 企業規模別の障がい者雇用状況

| 規模 | | | | |
|----------|-----|-------------|------------|--------|
| | 企業数 | 算定基礎労働者数(人) | 算定障がい者数(人) | 雇用率(%) |
| 50～99人 | 7 | 424.5 | 12.0 | 2.83 |
| 100～199人 | 13 | 1,528.5 | 39.0 | 2.55 |
| 200～299人 | 5 | 1,103.5 | 18.0 | 1.63 |
| 300～499人 | 1 | 258.5 | 11.0 | 4.26 |
| 500人以上 | 0 | 0.0 | 0.0 | — |
| 計 | 26 | 3,315.0 | 80.0 | 2.41 |

資料：豊後大野公共職業安定所 平成 28 年 6 月 1 日現在
※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。
※豊後大野公共職業安定所管内（竹田市含む）

図表 17 市の障がい者雇用状況

| 職員数 | 対象職員数 | 障がい者数 | 障がい者雇用率 | 法定雇用率 |
|------|-------|-------|---------|-------|
| 535人 | 449人 | 8人 | 1.78% | 2.3% |

資料：豊後大野市 平成 28 年 6 月 1 日現在
※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。
※平成 28 年 7 月 1 日付で障がい者 2 人を追加雇用し、法定雇用率達成済み。

1 障がい者のための総合的な就労支援

<具体的な施策>

①就労移行支援事業等の利用促進

一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、福祉的就労の場を提供するために就労継続支援事業への移行と拡充を図ります。

②就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実

一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るために、就業・生活支援センターつばさ、ハローワーク豊後大野、大分障害者職業センターとの連携により障がい者の一般就労を支援します。

③就労定着支援の充実

就労移行支援事業や社会適応訓練事業で就職後の職場定着支援を行うほか、ジョブコーチ制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

④相談・助言体制の充実

就業・生活支援センターつばさ、ハローワーク豊後大野、大分障害者職業センターとの連携を図り、就労支援から就労後のフォローまで一貫した、適切な相談・助言体制の充実を図ります。

⑤各種助成制度の普及・啓発

就業・生活支援センターつばさ、ハローワーク豊後大野、大分障害者職業センターとの連携のもと、企業や事業主に対して、各種助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。

⑥福祉的就労の充実

一般就労は困難ではあるものの、就労を希望する障がいのある人が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援及び地域活動支援センター等を活用した福祉的就労に対する支援を行います。

⑦職業訓練に関する情報提供

障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。

⑧障がい者と家族の就労に対する意識の向上

障がい者の就労を促進するためには、障がい者自身の就労意識だけでなく、家族の理解と後押しが極めて重要です。働く能力のある障がい者の就職による自立を促進するため、障がい者の働く権利、社会への貢献、経済的自立などの視点から、障がい者とその家族を対象に、障がい者の就労に対する意識の向上を図ります。

2 経済的自立の支援

<具体的な施策>

①年金、手当制度の周知及び充実

障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、各種制度の充実を国や県に働きかけていきます。

②税の減免、各種割引制度の周知及び充実

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大を国等に働きかけていきます。

③公共施設利用料等の割引制度活用の促進

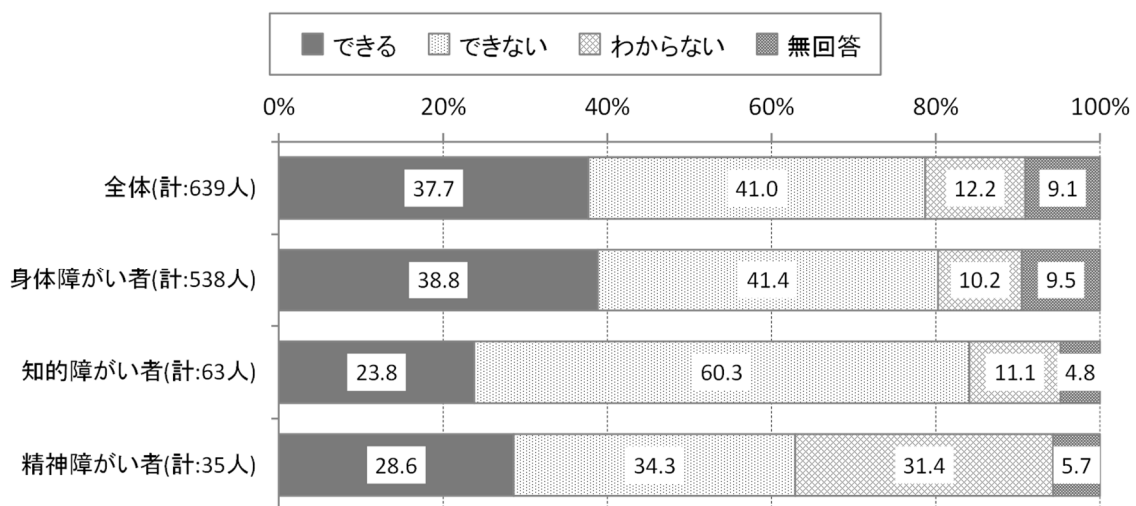
本市内の美術館では、障がい者に対して入館料が免除されています。市内外の公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。

5. 防災・防犯

全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害により、多くの尊い命や財産が失われています。また、東日本大震災や熊本大地震など、過去の大規模災害を検証しても、特に配慮が必要な高齢者や障がい者の多くが被災しています。このような現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であったり、実際に一人で避難ができなかったりするなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時より個別の支援体制を確立することが必要不可欠となっています。

アンケート調査結果をみると、火事や地震等の災害時に一人で避難できないと回答した人の割合は約4割(41.0%)、知的障がい者に限れば約6割(60.3%)が一人で避難できないという現状が明らかとなりました。さらに、災害時の避難先を知らないと回答した障がい者は全体の約3割(33.6%)にもなり、また、災害時の備えをしていないと回答した障がい者の割合も約6割(58.1%)にもなることが分かりました。

図表 18 災害時に一人で避難できるか



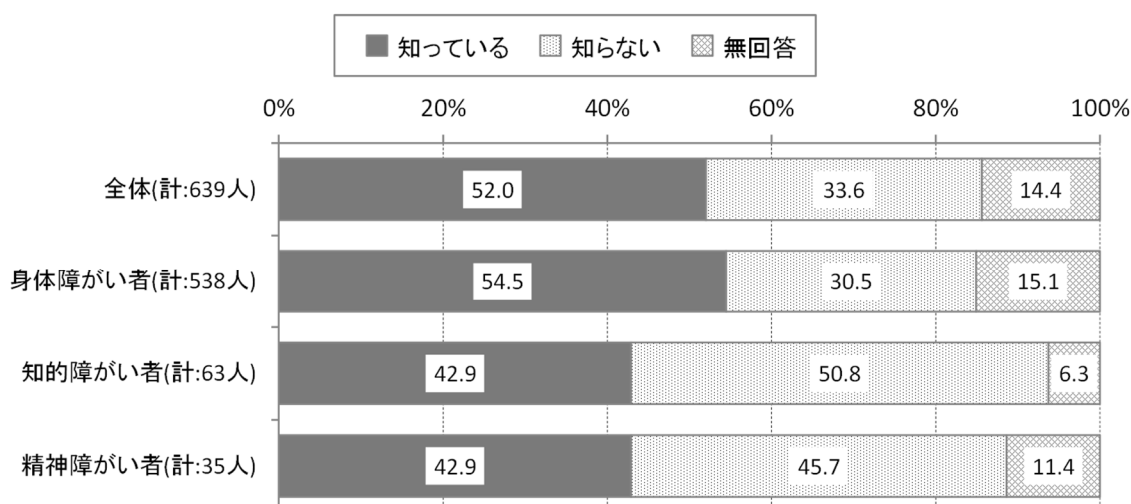
アンケート調査の自由回答からも、身体が不自由なために地震や水害時に避難できるだろうかといった声があるなど、多くの障がい者が災害に対する不安を持っていることがうかがえます。特に日中は、家族が仕事などで自宅におらず、障がい者が一人になることもあります。避難できるかどうかは、災害が発生した日時等、様々な条件や要因によって変化することにも留意し、あらゆる場合に備えた準備をしておく必要があります。

今後も、災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進める必要があります。さらに、災害時における市民の自助・互助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

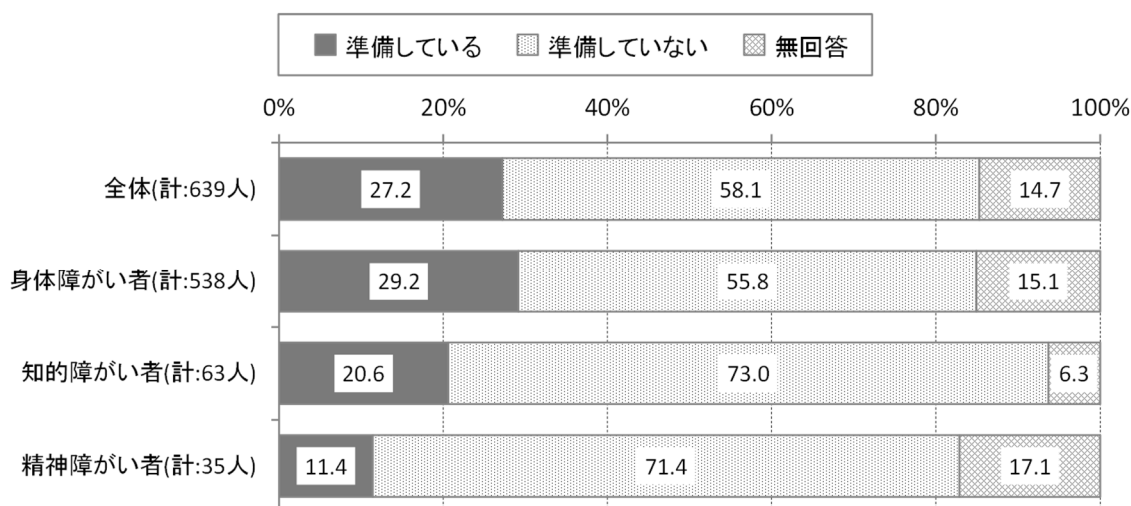
障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみで見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

図表 19 災害時の避難先を知っているか



図表 20 災害に備えて準備をしているか



1 障がい者に配慮した防災対策の推進

<具体的な施策>

①災害の知識及び対処法についての啓発、広報

避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報として、広報紙のほかに、防災マニュアル等の配付を行います。また、学習会やセミナーの開催による啓発に努めていきます。

②緊急通報体制の整備、充実

障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ファックス 110 番等、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。

また、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、聴覚障がい者に消防署からメールを配信する等の体制整備及び制度に対する周知を進めます。

③地域防災ネットワークの確立

自治会の防災活動を一層充実させるとともに、自主防災組織の育成を積極的に推し進めていきます。防災ホームページや地域イントラネットを整備、構築し、市民と防災情報を共有化することで、自主防災組織、消防機関等と連携した防災ネットワークづくりを進めます。

④福祉避難所の整備推進

福祉避難所の場所や、災害が発生した場合の開設時期、避難方法等の周知を図るとともに、あらゆる災害に備えた支援手順を検討するなど、避難体制の強化に努めます。

また、障がい特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。

⑤避難行動要支援者名簿の作成と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を強化し、情報の更新や修正等を随時行うことができるよう、自治会、自主防災組織等と連携を図るとともに、その名簿情報を民生委員、社会福祉協議会、消防団等と情報共有を行い、地域全体で見守る連携体制の構築に努めます。

2 障がい者に配慮した防犯対策の推進

〈具体的な施策〉

①防犯対策の充実

障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。

②消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、市報やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。

6. 差別の解消及び権利擁護の推進

本市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、市報ぶんごおおのを通じて市民に対する啓発を行うなど、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

アンケート調査結果では、どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるかと尋ねたところ、「特に感じない」と回答した人は39.1%に留まり、障がい者の39.5%は何らかの差別や偏見を感じていると回答しています。具体的な差別の内容として、「仕事や収入」を挙げた人が最も多く、13.3%、次いで、「交通機関や施設の整備」(12.8%)、「まちかどでの人の視線」(12.4%)が挙げられています。

また、障がい者に対する市民の理解について、「かなり深まっている」「まあまあ深まっている」と回答した人の割合は33.8%に留まっています。

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市においても社会福祉課において、相談・通報窓口(市町村障害者虐待防止センター)を設置しています。家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するための方策に努めます。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者、精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。

図表 21 障害者差別解消法啓発事例

人権・同和・男女共同参画啓発コーナー

「障害者差別解消法」がスタートしました。

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」がスタートしました。
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人を正当な理由なく差別することを禁止しています。

*対象となる障がい者…「障害者手帳」を持っていなくても、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人、その他心や体にある障がいにより日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

*対象となる事業者……会社やお店のほか、ボランティア活動をするグループなども入ります。

《不当な差別的取り扱いの禁止》 社会の中で困ったり傷ついたりする人がいます。
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、サービスの場所や時間帯などを制限したり、条件をつけることが禁止されます。(具体例：受験や入学の拒否、アパートを貸さない、入店を断るなど)

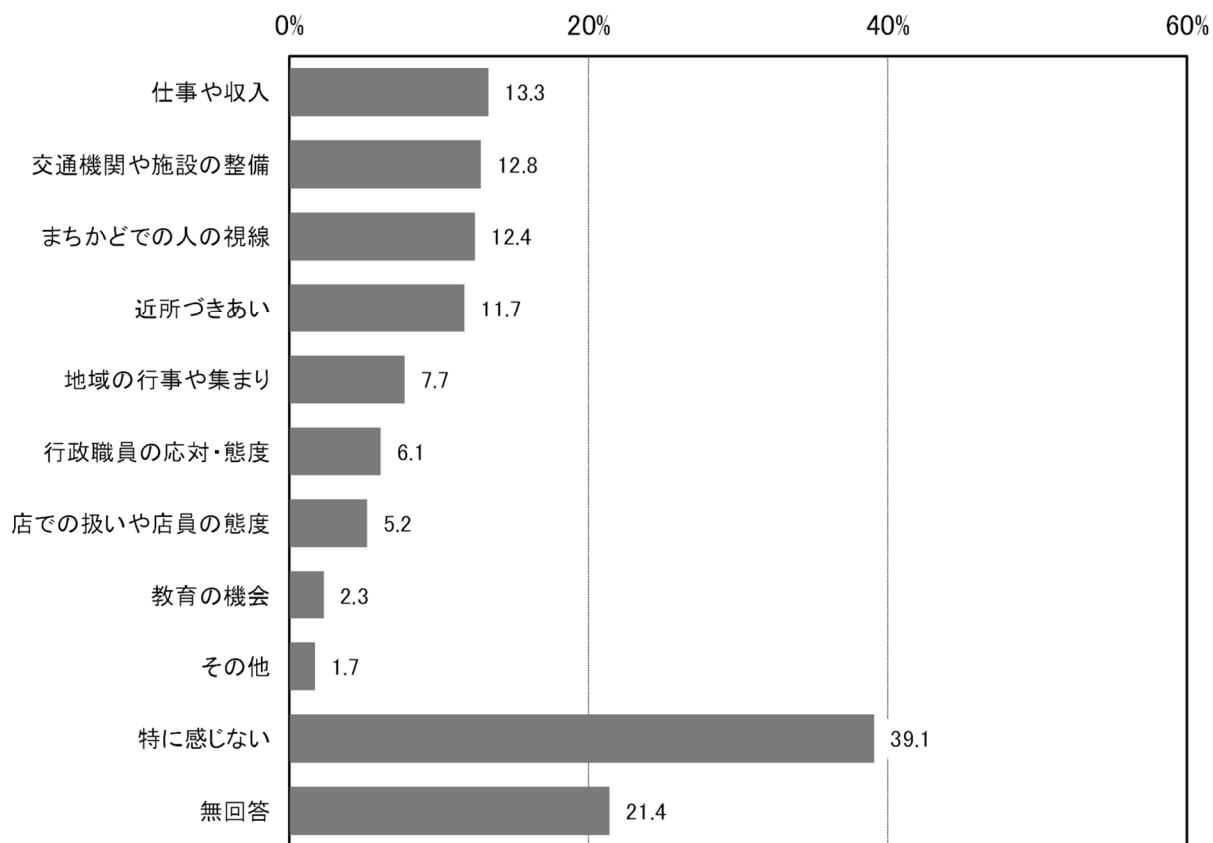
《合理的配慮の提供》 ちょっとした思いやりで助かる人がいます。
障がいのある人から、何らかの対応を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。(具体例：手話や筆談での会話、車いすの補助、ゆっくりとわかりやすく説明するなど)

正当な理由がある場合や負担が重い場合は、障がいのある人にその理由をきちんと説明し、別のやり方を提供するなど理解を得るように努めることが大切です。
障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる優しい社会をつくっていきましょう。

《問い合わせ先》 人権推進同和对策課 西0974-22-1001 (内線2492)

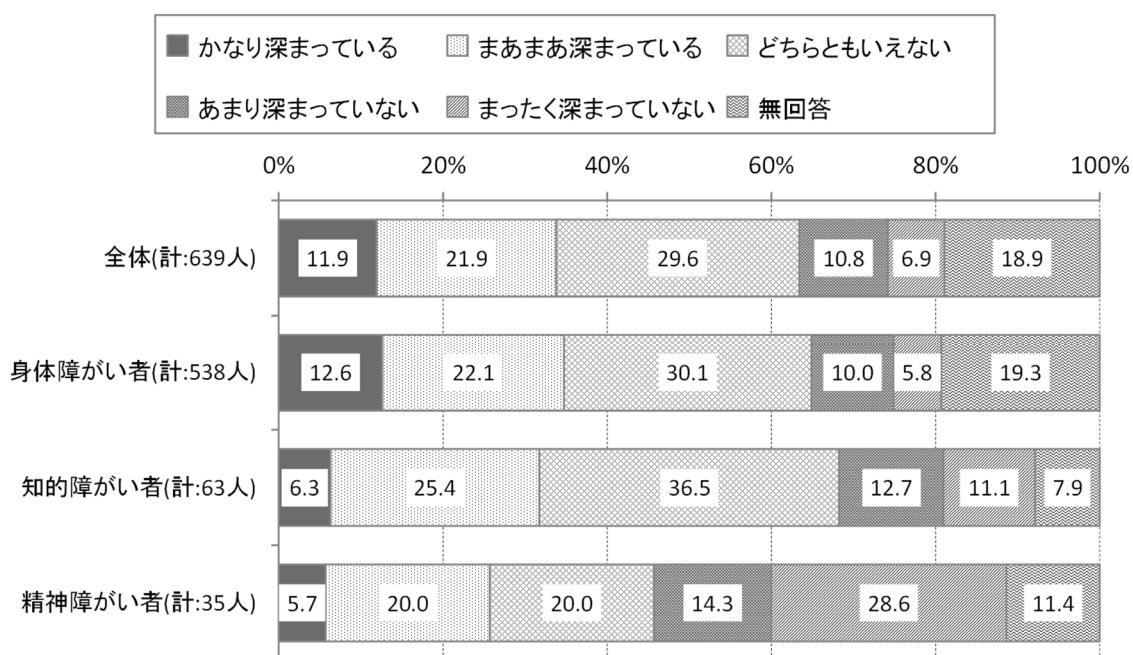
資料：市報ぶんごおおの (人権推進同和对策課) 平成28年9月

図表 22 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



計:639人

図表 23 障がい者に対する市民の理解について



1 啓発・広報活動の推進

〈具体的な施策〉

①障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進

市の広報紙やホームページを利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などの啓発パンフレットやホームページ等の有効活用を図り、併せて人権教育を推進し、障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進に努めるとともに、市職員に対しても障がいや障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう研修等を実施します。

②障がいのある人に対する理解を深めるイベント等の開催

市民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

地域の障がい者福祉にかかわる様々な団体や障がい者団体との協働関係に基づいた事業実施についても検討します。

③精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対する理解の促進

すべての障がい、障がい者に対する知識の普及に努め、理解の促進を図ることはもちろんですが、特に立ち後れていると考えられる精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対しての地域の理解を浸透させていくための取組みを実施していきます。

2 人権教育・福祉学習や交流学习の推進

〈具体的な施策〉

①学校教育における人権教育の充実

障がいのある、なしにかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要です。本市においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育を推進します。

②生涯教育における福祉教育の推進

障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。

3 障がい者を理由とする差別の解消の推進

〈具体的な施策〉

①障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発を行い、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努めます。また、相談窓口等の設置により相談対応の充実を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

②障がい者優先調達の推進による障がい者に対する理解の促進

障がい者施設からの優先調達の推進により、障がい者に対する理解の促進を図ります。

③市職員に対する研修の実施

行政手続きや選挙、窓口対応等において、障がい者への配慮について対応要領を作成し、職員に対する周知と職員対応の向上を図るとともに、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。

4 権利擁護の推進

〈具体的な施策〉

①障がい者の権利擁護の充実

関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)に関する研修会や講座等への参加を勧奨し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進します。

②成年後見制度の普及

成年後見など、権利擁護に関する啓発や研修を行うとともに、市民後見人を養成し、成年後見制度など必要な支援につなぐ人や支援する人を育成します。また、法人後見を推進、支援します。

5 交流・ふれあいの場の充実

〈具体的な施策〉

①地域における交流機会の充実

地域のイベント・行事等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め、相互交流を促進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人たちの集まりに地域住民が参加していけるような仕組みづくりについても取り組んでいきます。

②ふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民の交流を活発にし、地域における日常的な関わり合いの中で一人ひとりの生活状況に応じた交流ができるよう、気軽に集まり、相談もできるような場を設けるなど、お互いにふれあうことのできる機会の充実を図ります。





第5章

計画の推進体制

1. 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。社会福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生児童委員協議会等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2. 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



参考資料

1. 豊後大野市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 24 日

告示第 79 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 51 号

平成 25 年 3 月 31 日告示第 52 号

平成 28 年 7 月 1 日告示第 146 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づき、豊後大野市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、住民の意見を反映させるため、豊後大野市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会の代表
- (3) 障害者団体、家族会等の代表者
- (4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員
- (5) 公の機関の代表者
- (6) その他市長が必要と求める者

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第51号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日告示第52号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

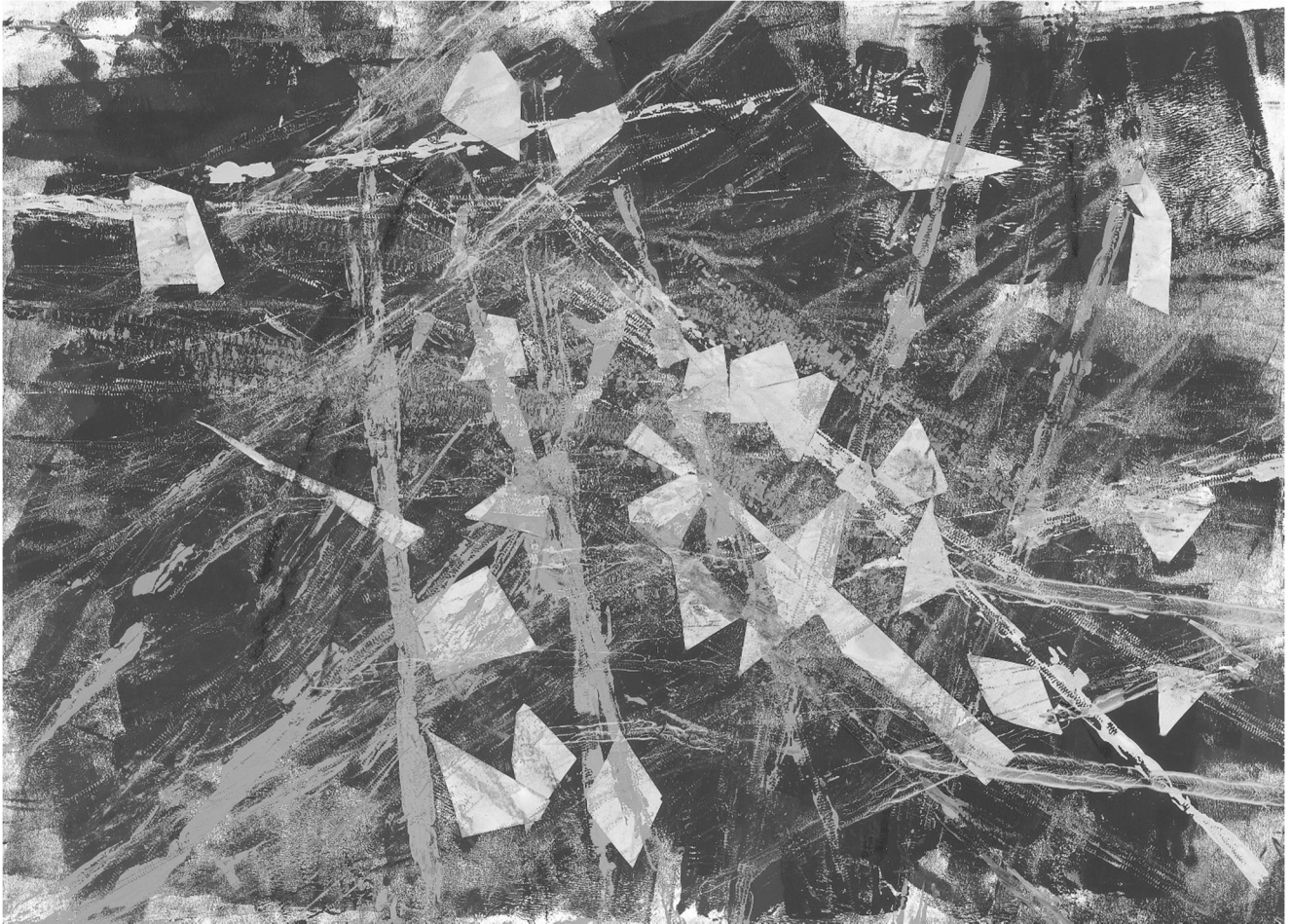
附 則（平成28年7月1日告示第146号）

この告示は、公示の日から施行する。

2. 豊後大野市障害福祉計画策定委員会委員名簿

| | 氏名 | 所属等 | |
|------|----------------------|----------------------|-------------|
| 委員長 | おおや けんいちろう 大宅 顕一朗 | 障がい者福祉事業所連絡協議会 | 会長 |
| 副委員長 | さとう ふみお 佐藤 文夫 | 豊後大野市社会福祉協議会 | 常務理事 |
| 委員 | おかの よしふみ 岡野 良文 | 豊後大野市医師会 | 代表理事 |
| 委員 | まえだ のりお 前田 憲生 | 大分県豊肥保健所 | 次長兼健康安全企画課長 |
| 委員 | ぞうし まさあき 造士 政明 | 豊後大野市身体障害者福祉協議会 | 会長 |
| 委員 | おぐら みき 小倉 美紀 | 広域親の会 | 会長 |
| 委員 | だて のぶひさ 伊達 伸久 | 身体障がい者相談員 | 代表 |
| 委員 | ひらい ゆきお 平井 幸男 | 知的障がい者相談員 | 代表 |
| 委員 | はた やすえ 秦 靖恵 | 大分県立竹田支援学校 | 校長 |
| 委員 | おの かおり 小野 加織 | 豊後大野公共職業安定所 | 所長 |
| 委員 | なるせ よしもと 成瀬 吉要 | 相談支援事業所サポートセンター「サライ」 | 相談支援専門員 |
| 委員 | まつだ まさと 松田 正人 | NPO法人オーバー | 理事長 |
| 委員 | いがらし たけし 五十嵐 猛 | 社会福祉法人萌葱の郷 なかよしひろば | センター長 |





第2期豊後大野市障がい者基本計画

平成29年3月

編集・発行 豊後大野市

〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地

TEL 0974-22-1001 FAX 0974-22-6653



